

行動計画

働きやすい環境を作ることによって、すべての従業員がその能力を充分に発揮できるよう、次の行動計画を策定する。

- 1 計画期間 令和 1 年 10 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日までの 5 年間
- 2 内 容

目標 1： 令和 6 年 9 月までに年次有給休暇の取得日数を、1 人当たり平均 10 日以上とする。

＜対策＞

- ・令和 1 年 10 月～ 年次有給休暇の取得状況について実態把握
- ・令和 1 年 11 月～ 有給休暇の管理等について整備
- ・令和 2 年 4 月～ 年次有給休暇の取得について広報開始
- ・令和 2 年 4 月～ 年次有給休暇の取得に日数を 1 人平均 8 日以上とし段階的に増加する。

- 1 計画期間 令和 1 年 10 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日までの 5 年間
- 2 内 容

目標 2： 産前産後休業、育児休業する従業員に対し、社会保険料免除制度の周知や情報提供を行う。

＜対策＞

- ・令和 1 年 10 月～ 法に基づく諸制度の調査
- ・令和 2 年 4 月～ 制度に関する情報をメール等により広報開始